

仙台市特別支援教育推進プラン検討委員会設置要綱

(平成28年7月4日教育長決裁)

(設置目的)

第1条 本市における今後の特別支援教育推進の基本方針を示す「仙台市特別支援教育推進プラン」を策定するに当たり、専門的知見を有する者及び市民からの参考意見を徴することを目的として、仙台市特別支援教育推進プラン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を教育長に報告する。

- (1) 本市における今後の特別支援教育推進の基本方針に関すること
- (2) 本市における特別支援教育を推進するための体制整備及び人材育成等に関すること
- (3) その他、本市における特別支援教育に関すること

(構成)

第3条 委員会は、次に関する者のうちから教育長が委嘱、又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 学校教育（校長）
- (4) その他教育長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱、又は任命された日から「仙台市特別支援教育推進プランについて（最終報告）」を教育長に報告する日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育局学校教育部特別支援教育課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則（平成28年7月4日施行）

この要綱は、平成28年7月4日から施行する。